1　品種登録の番号　第18901号
2　品種登録の年月日　平成22年2月10日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Senecio cruentus (Masson ex L'Her.) DC.
4　登録品種の名称　マドリードレッド
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　鈴木篤則　栃木県大田原市親園1556番地1
7　出願公表の年月日　平成17年6月23日

1　品種登録の番号　第18902号
2　品種登録の年月日　平成22年2月10日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Zaluziansky a ovata (Benth.) Walp.
4　登録品種の名称　スイートフラグランス
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　麻野間秀一　愛知県北設楽郡設楽町西納庫字駒ヶ原157番地、野本政男　埼玉県鴻巣市広田3031番地
7　出願公表の年月日　平成18年12月18日

○東北地方整備局告示第十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十日

東北地方整備局長　青山　俊行

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
新庄市大字鳥越字玉ノ木九三一番一から同市五日町字清水川一三一七番一まで	前	一五・八〇～一五・八〇	六〇・〇〇メートル	三・〇四九キロメートル
	後	一五・八〇～一一・〇〇	六〇・〇〇～二八〇・〇〇	三・〇四九四・六七八

上記A及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二十二号

建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）第二十二条第三項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月十日

関東地方整備局長　菊川　滋

別表の指定番号六の項を取り消す。

○関東地方整備局告示第二十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月十日

関東地方整備局長　菊川　滋

別表の指定番号七の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中

「イ　柏本部　千葉県柏市東上町八番二十五号
ロ　千葉支店　千葉県千葉市中央区千葉港二番一号
ハ　大宮本部　埼玉県さいたま市北区東大成町一丁目四百十二番地三
ニ　墨田支店　東京都墨田区吾妻橋二丁目十八番十六号
ホ　越谷支店　埼玉県越谷市南越谷一丁目十六番地五
ヘ　川越支店　埼玉県川越市旭町一丁目二十三番地十六
ト　国分寺支店　東京都国分寺市南町三丁目八番十四号
チ　船橋支店　千葉県船橋市葛飾町二丁目三百四十三番地
リ　大和支店　神奈川県大和市中央二丁目二番八号」

を

「イ　柏本部　千葉県柏市東上町八番二十五号
ロ　千葉支店　千葉県千葉市中央区千葉港二番一号
ハ　大宮本部　埼玉県さいたま市北区東大成町一丁目四百十二番地三
ニ　墨田支店　東京都墨田区吾妻橋二丁目十八番十六号
ホ　越谷支店　埼玉県越谷市南越谷一丁目十六番地五
ヘ　川越支店　埼玉県川越市旭町一丁目二十三番地十六
ト　国分寺支店　東京都国分寺市南町三丁目八番十四号
チ　船橋支店　千葉県船橋市葛飾町二丁目三百四十三番地
リ　大和支店　神奈川県大和市中央二丁目二番八号
ヌ　東京大田区大森本町一丁目二番一四から同区大森本町一丁目二番一〇まで　関東地方整備局及び同局東京国道事務所」

に改める。

○関東地方整備局告示第二十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十日

関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	太田市阿久津町七一一番一から同市安養寺町三一五番一まで	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十日

関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
東京都大田区大森本町一丁目二番一四から同区大森本町一丁目二番一〇まで	前	五六・八五～六一・一二	〇・〇二二キロメートル	
	後	五七・一二～六七・七九	〇・〇二二	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京国道事務所

○関東地方整備局告示第二十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十日

関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十五号	東京都大田区大森本町一丁目二番一〇地内	関東地方整備局及び同局東京国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年二月十日